

3月定例教育委員会 資料	
年月日	平成28年3月22日
担当課	教育委員会 中央図書館

議案第21号 鳥取市図書館振興計画の策定について

鳥取市図書館振興計画の策定（案）要綱

1 策定の目的

文部科学省が定めた「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に基づき、本市の図書館の振興のための施策に関する基本計画を策定することを目的とします。

2 策定内容

鳥取市図書館振興計画（平成28年度～32年度）

別紙のとおり

（参考）○図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年12月19日文部科学省告示第172号）抜粋

第二 公立図書館 一 市町村立図書館 1 管理運営

（一）基本的運営方針及び事業計画

1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

3 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

議案第 21 号

鳥取市図書館振興計画の策定について

鳥取市図書館振興計画（平成 28 年度～平成 32 年度）を次のとおり定める。

平成 28 年 3 月 22 日提出

鳥取市教育委員会
教育長 木下 法広

記

鳥取市図書館振興計画（平成 28 年度～32 年度）
別紙のとおり

提案理由

文部科学省が定めた「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に基づき本市の図書館の振興のための施策に関する基本計画を策定するためである。